

平成28年度第4回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成29年2月9日

村上市役所 第4会議室

平成28年度 第4回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 平成29年2月9日(木)

午前10時から

会 場 村上市役所5階 第4会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席委員数の報告

4 会議録署名委員の指名

5 議事

(1) 平成29年度国民健康保険特別会計予算(案)について……資料1①②

(2) その他

6 報告

(1) 特定健康診査・特定保健指導の評価内容の概要について……資料2

(2) 国保制度改革施行のスケジュールについて……(当日配布 資料3)

(3) その他

7 その他

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期:平成28年5月1日～平成30年4月30日)

委員の区分	委員の氏名	役職・推薦母体	備考(住所・電話)
国保条例第2条1号 被保険者代表	さとう かず ひさ 佐藤 和久	村上地域区長会(野潟区長)	
	うちやま あき よし 内山 秋善	神林地域区長会(志田平区長)	
	ふじい しんいち 藤井 伸一	山北地域区長会(府屋本町区長)	
国保条例第2条2号 保険医・保険薬剤師代表	いが よし ろう 伊賀 芳朗	いが医院 (村上市岩船郡医師会副会長)	
	まえかわ たか し 前川 隆志	前川歯科クリニック (村上市岩船郡歯科医師会理事)	
	さかい あき ひろ 坂井 明弘	南町薬局 (村上市岩船郡薬剤師会会長)	
国保条例第2条3号 公益代表	たかむら ゆき お ○高村 行雄	村上市社会福祉協議会副会長	
	さとう まこと 佐藤 忠	村上支部老人クラブ連合会会長	
	すが わら じつ お ◎菅原 実雄	村上市民生委員児童委員協議会 連合会副会長	
国保条例第2条4号被用者 保険代表	さいとう のぶ ただ 齋藤 敦匡	全国健康保険協会新潟支部業務部長	
	いがらし たけし 五十嵐 剛	国土交通省共済組合第九管区海上保安本部支部総務部厚生課共済係長	
	はせべ ぜんいち 長谷部 善一	新興プランテック・ニイガタ 健康保険組合常務理事	

(順不同・敬称略) [◎会長 ○職務代理者]

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所属	職名	氏名	備考
1	保健医療課	課長	菅原 順子	
2	税務課	課長	建部 昌文	
3	保健医療課 国保室	課長補佐	信田 和子	国保室長
4	保健医療課 健康支援室	課長補佐	佐藤 るり子	健康支援室長
5	保健医療課 国保室	係長	東 敏之	
6	税務課 保険税係	係長	瀬賀 由香	
7	保健医療課 国保室	主事	勝見 悠	

平成29年度 村上市国民健康保険 特別会計予算（案）の概要

市民の健康増進と制度の安定運営を目指して

2017/1/26

保健医療課

平成29年度 村上市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

平成29年度村上市国民健康保険（以下「村上市国保」）特別会計予算（案）の概要をご説明します。

◇◇ はじめに ◇◇

国民健康保険は、被用者保険等に属さないすべての人が加入し、わが国の国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に大きく寄与してきましたが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める国保税負担が重いなどといった、構造的な問題を数多く抱えており、市町村国保の財政運営は非常に厳しい状況にあります。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」により、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなります。しかし、資格管理や保険給付、国保税の賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担うものとされ、保険者であることには変わりありません。

村上市では、今後、新潟県から示される国保運営方針の動向を注視するとともに、新潟県国民健康保険連携会議などを通じて、県や国保連合会及び県内市町村と協議、連携を図り、新制度へのスムーズな移行と村上市国保の安定的な運営に努めてまいります。

◇◇ 村上市国保被保険者の状況 ◇◇

村上市国保の被保険者は、毎年減少傾向にあります。

平成29年度は次のとおり見込んでいます。

内訳	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (9月末)	29年度 (見込)
世帯数（世帯）	10,226	9,935	9,637	9,389	9,142	8,922
一般被保険者（人）	16,355	15,666	15,094	14,664	14,273	13,914
退職被保険者（人）	1,688	1,505	1,269	988	681	450
（再掲）介護分	6,506	6,527	5,938	5,425	4,905	4,574
（再掲）前期高齢者	6,829	6,901	7,029	7,173	7,270	7,300
（再掲）70歳以上	3,473	3,430	3,404	3,283	3,115	3,202
被保険者数合計（人）	18,043	17,171	16,363	15,652	14,954	14,364
前年度比（人）	△552	△872	△808	△711	△698	△590
前年度比（％）	△3.0	△4.8	△4.7	△4.3	△4.5	△3.9

※各年度年間平均数値

◇◇ 村上市国保 歳入歳出の状況 ◇◇

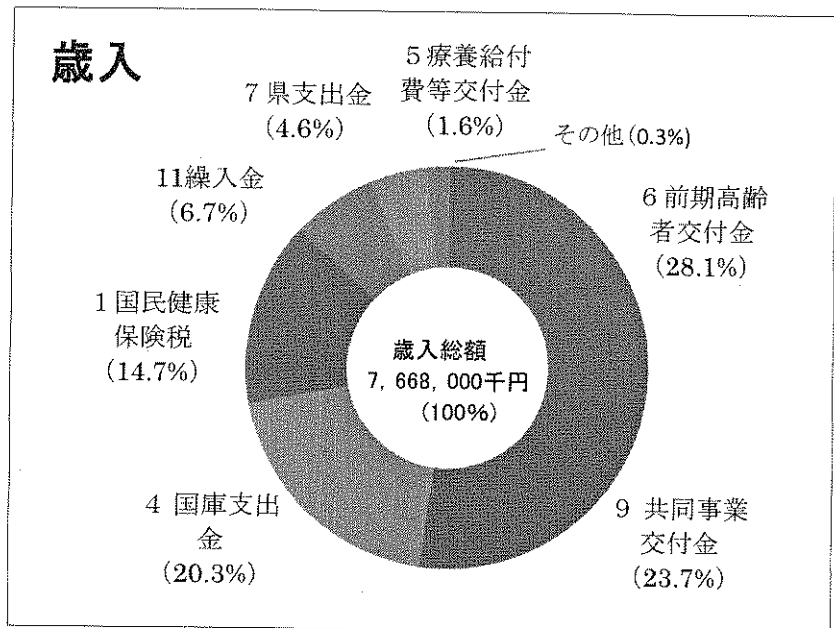
平成29年度村上市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ76億6,800万円で、前年度比1億6,900万円、2.2%の減額となりました。

歳入のうち、自主財源である国民健康保険税は、平成23年度以降7年間同じ税率を維持することとなり、歳入総額の14.7%にあたる財源となっています。

国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金は、国からの予算編成通知に基づき歳入見込みを立てています。

一般会計からの繰入金
は、国の示す繰入基準及び予算編成通知に基づく繰入金を計上し、法定外繰入は行っていません。

なお、財源不足については、給付準備基金を活用しています。

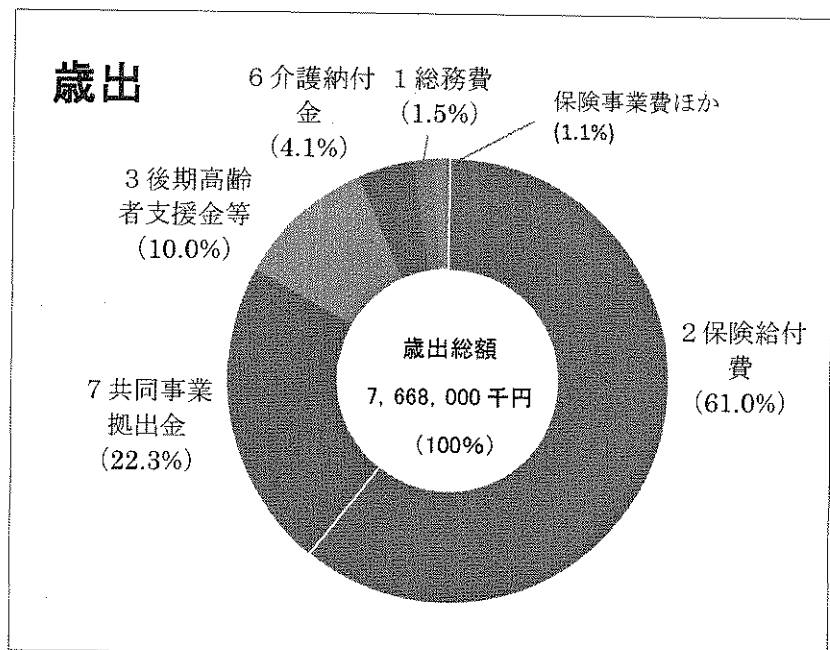


歳出では、被保険者の医療費にあたる保険給付費を46億8,024万円と見込みました。これは歳出総額の61.0%を占めています。

75歳以上の後期高齢者医療制度に拠出する後期高齢者支援金、介護保険に拠出する介護納付金を国の予算編成通知に基づき見込みました。

総務費では、コンビニ収納導入関係費のほか、平成30年度からの国保制度改革に向けた準備として、システム改修等の経費を計上しています。

保健事業費では、特定健診・特定保健指導や人



間ドック費用助成、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などを盛り込みました。

◇◇ 村上市国保 歳入の費目別状況 ◇◇

【歳入】

(単位：千円)

款	29年度予算額	28年度予算額	比較(29-28)
01 国民健康保険税	1,129,613	1,194,329	△64,716
02 分担金及び負担金	8,075	8,201	△126
03 使用料及び手数料	800	800	0
04 国庫支出金	1,558,613	1,691,740	△133,127
05 療養給付費等交付金	125,125	266,857	△141,732
06 前期高齢者交付金	2,153,730	1,801,523	352,207
07 県支出金	350,764	376,220	△25,456
08 連合会支出金	1	1	0
09 共同事業交付金	1,818,490	1,805,338	13,152
10 財産収入	10	200	△190
11 繰入金	511,574	685,586	△174,012
12 繰越金	2	2	0
13 諸収入	11,203	6,203	5,000
歳入合計	7,668,000	7,837,000	△169,000

01 国民健康保険税 【予算額 1,129,613千円/前年度比 △64,716千円】

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分からなり、被保険者数の減少や、2割・5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の基準額見直しによる軽減対象者拡大等から、前年度と比較して6,471万6千円の減となっています。

目	節	29年度予算額	28年度予算額	比較(29-28)
01 一般 被保険者 国民健康 保険税	医療給付費分現年課税分	706,548	726,925	△20,377
	後期高齢者支援金分現年課税分	225,285	231,502	△6,217
	介護納付金分現年課税分	84,879	83,454	1,425
	医療給付費分滞納繰越分	46,316	53,345	△7,029
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	14,793	16,461	△1,668
	介護納付金分滞納繰越分	8,430	9,512	△1,082
02 退職 被保険者 等国民健 康保険税	医療給付費分現年課税分	23,353	41,577	△18,224
	後期高齢者支援金分現年課税分	7,453	13,264	△5,811
	介護納付金分現年課税分	9,279	14,566	△5,287
	医療給付費分滞納繰越分	2,015	2,313	△298
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	624	694	△70
	介護納付金分滞納繰越分	638	716	△78
合計		1,129,613	1,194,329	△64,716

国民健康保険税は、平成 23 年度に税率を改定していますが、被保険者数の減少傾向などにより歳入額も減少傾向が続いています。

【国保税年次別決算額】

(単位：千円)

年度	22	23	24	25	26	27
計	1,459,987	1,560,776	1,543,644	1,484,493	1,398,739	1,287,162

02 分担金及び負担金 【予算額 8,075 千円／前年度比 △126 千円】

特定健診受診者の一部負担金です。

03 使用料及び手数料 【予算額 800 千円／前年度比 増減なし】

保険税の収納に係る督促手数料（1 件 100 円）を計上しています。

04 国庫支出金 【予算額 1,558,613 千円／前年度比 △133,127 千円】

01 国庫負担金 【予算額 1,091,840 千円／前年度比 △112,081 千円】

01 療養給付費等負担金 1,037,712 千円 (△116,768 円)

「一般被保険者の療養の給付費等に要する費用」、「介護納付金の納付に要する費用」及び「後期高齢者支援金分の納付に要する費用」について、国が定率（32%）で負担するものです。対象費用は減となっていますが、療養費用から控除する歳入・前期高齢者交付金が増額となるため減額となります。

- ・一般被保険者保険給付費分 698,649 千円 (△134,452 千円)
- ・後期高齢者支援金分 239,059 千円 (900 千円)
- ・介護納付金分 100,004 千円 (16,784 千円)

02 高額医療費共同事業負担金 43,744 千円 (5,061 千円)

高額な医療の発生による市町村国保財政に与える影響を緩和するため、高額医療費共同事業で市町村が拠出した 1/4 相当額を国が負担するものです。

03 特定健康診査等負担金 10,383 千円 (△374 千円)

40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導が、平成 20 年から医療保険者に義務付けられていますが、その実施に要する対象費用の 1/3 に相当する額を国が負担するものです。

人間ドック助成費用の一部も対象経費となります。

02 国庫補助金 【予算額 466,773 千円／前年度比 △21,046 千円】

01 財政調整交付金 459,929 千円 (△27,840 千円)

財政調整交付金は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整することを目的に配分されるもので、全市町村の保険給付費の 9%相当額が国で予算化されています。

国の財政調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。

○普通調整交付金 379,929 千円

市町村間の国保財政力の不均衡（医療費・所得水準等）を調整するもので、調整対象需要額が調整対象収入額を超える市町村に交付されます。

○特別調整交付金 80,000 千円

普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情（村上市の場合は、精神疾患に係る給付費が高いことなど）を考慮して交付されるものです。

02 災害臨時特例補助金 50 千円

東日本大震災被災者の療養の給付に係る一部負担金免除など特例措置の実施に対する補助金（補助率 7/10）

03 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 6,794 千円

平成 30 年度からの国民健康保険制度改革の施行に向けた準備として、システム改修等に係る経費に対する補助金（補助上限予定額内）

05 療養給付費等交付金 【予算額 125,125 千円／前年度比 △141,732 千円】

退職被保険者とその被扶養者の医療費については、退職被保険者の保険税と被用者保険からの拠出金である療養給付費等交付金により賄われています。

退職者医療制度が平成 20 年度に原則廃止となり、経過措置が終了した平成 27 年度以降は新規該当者が見込めないため、保険給付費及びこの交付金が減少となっています。

06 前期高齢者交付金 【予算額 2,153,730 千円／前年度比 352,207 千円】

65 歳から 74 歳の前期高齢者については、国保と被用者保険で加入者割合が偏在し、保険者間で医療費負担の不均衡が生じます。この医療費負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みが、平成 20 年度から新設されました。

前期高齢者の加入率が、全国平均と比較して低い保険者（主に被用者保険）は調整金を拠出し、高い保険者（主に市町村国保）は調整金である前期高齢者交付金の交付を受けます。村上市国保の前期高齢者の加入率は全国平均と比べ高いことから交付を受けています。

交付金の算定は、国全体の費用額・加入率等が確定した前前年度分についての精算を含みます。（当該年度交付額＝当該年度概算交付額＋前前年度精算額）

前前年度にあたる平成 27 年度の確定額は、平成 27 年度に交付された額を下回り、44,293 千円の減額精算見込みですが、減額幅が前年度を下回るため、増額の見込みとなりました。

07 県支出金 【予算額 350,764 千円／前年度比 △25,456 千円】

01 県負担金 【予算額 54,127 千円／前年度比 4,687 千円】

01 高額医療費共同事業負担金 43,744 千円 (5,061 千円)

02 特定健康診査等負担金 10,383 千円 (△374 千円)

※それぞれ国庫支出金での説明を参照してください。

02 県補助金 【予算額 296,637 千円／前年度比 △30,143 千円】

01 県財政調整交付金 296,637 千円 (△30,143 千円)

県財政調整交付金は、基準交付金と支援交付金の 2 種類があります。

○基準交付金 262,196 千円

一般被保険者の療養の給付、介護納付金の納付及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用について、県が定率（8%）で負担するものです。

○支援交付金 34,441 千円

市町村の保健事業等に対する取組評価により交付される交付金。県全体では給付費の 1%にあたる規模となります。

08 連合会支出金 【予算額 1 千円／前年度比 増減なし】

新潟県国保連合会の保健事業支援の補助金収入。項目計上のみ。

09 共同事業交付金 【予算額 1,818,490 千円／前年度比 13,152 千円】

01 高額医療共同事業交付金 164,976 千円 (29,816 千円)

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金。

高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費が対象で、80 万円を超える部分の 59/100 が交付されます。

02 保険財政共同安定化共同事業交付金 1,653,514 千円 (△16,664 千円)

保険財政共同安定化事業は、平成 26 年度まではレセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費が対象でしたが、平成 27 年度から 1 円以上、すべての医療費が対象となり、80 万円までの部分の 59/100 が交付されます。

10 財産収入 【予算額 10 千円／前年度比 △190 千円】

国民健康保険給付準備基金の利息収入を計上しています。

11 繰入金 【予算額 511,574 千円／前年度比 △174,012 千円】

01 他会計繰入金 【予算額 490,574 千円／前年度比 △13,776 千円】

01 一般会計繰入金 490,574 千円 (△13,776 千円)

○保険基盤安定繰入金 309,411 千円 (1,990 千円)

保険基盤安定制度は、低所得者に対する保険税軽減相当額を、国・都道府県が補てんする保険税軽減分（負担割合：都道府県 3/4、市町村 1/4）と保険税軽減の対

象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援分（負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）により構成されます。

・保険税軽減分 198,116 千円 (2,286 千円)

・保険者支援分 111,295 千円 (△296 千円)

市町国保の財政基盤の安定化に向けた措置として、平成 27 年度より低所得者対策の強化のため、保険者支援分の財政支援（公費）拡充が実施されています。

○職員給与費等繰入金 73,249 千円 (△3,667 千円)

国民健康保険事務費（人件費）にかかる繰入金

○出産育児一時金等繰入金 11,200 千円

出産育児一時金は、404,000 円に産科医療保障制度 16,000 円が加算され、基本的に 1 子につき 420,000 円となります。40 人の出産を見込み、出産育児一時金の 2/3 相当額を一般会計から国保特会へ繰り入れるものです。

$420,000 \text{ 円} \times 40 \text{ 人} \times 2/3 = 11,200 \text{ 千円}$

○財政安定化支援事業繰入金 64,940 千円 (△13,541 千円)

保険者の責めに帰することができない特別な事情「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」「病床数が多いこと」などに着目して繰入が認められているもので、交付税措置が講じられています。

○事務費繰入金 31,773 千円 (1,442 千円)

国民健康保険事務費（人件費を除く）にかかる繰入金です。

○その他繰入金 1 千円

02 基金繰入金 【予算額 21,000 千円／前年度比 △160,236 千円】

予算編成上の財源不足を補うため、国民健康保険給付準備基金からの繰入金を計上しています。平成 28 年度末基金残高（見込）：21,044,893 円

12 繰越金 【予算額 2 千円／前年度比 増減なし】

前年度（平成 28 年度）国保特会からの繰越金を項目計上しています。

13 諸収入 【予算額 11,203 千円／前年度比 5,000 千円】

01 延滞金及び過料 9,200 千円 (5,000 千円)

02 雑入 2,003 千円 (増減なし)

医療費の返納金、第三者納付金などの諸収入を計上しています。

◇◇ 村上市国保 歳出の費目別状況 ◇◇

【歳出】

(単位：千円)

款	29年度予算額	28年度予算額	比較(29-28)
01 総務費	112,141	107,251	4,890
02 保険給付費	4,680,640	4,878,895	△198,255
03 後期高齢者支援金等	765,206	775,325	△10,119
04 前期高齢者納付金等	2,854	353	2,501
05 老人保健拠出金	20	41	△21
06 介護納付金	312,514	260,062	52,452
07 共同事業拠出金	1,709,283	1,715,527	△6,244
08 保健事業費	63,430	77,444	△14,014
09 基金積立金	11	201	△190
10 公債費	200	200	0
11 諸支出金	11,701	11,701	0
12 予備費	10,000	10,000	0
歳入合計	7,668,000	7,837,000	△169,000

01 総務費 【予算額 112,141千円／前年度比 4,890千円】

国保事業を運営するための一般事務費（総務管理費、徴税費、運営協議会費）を計上しています。

01 総務管理費 105,656千円(5,150千円)

01 一般管管理費 101,833千円(5,268千円)

一般事務費、職員人件費を計上しています。平成30年度の国保制度改革に向けたシステム改修費等が含まれています。

02 連合会負担金 3,823千円(△118千円)

国保連合会への負担金を計上しています。

02 徴税費 6,043千円(△241千円)

国保税の賦課徴収にかかる経費を計上しています。納付環境の拡大のため、平成29年度より導入するコンビニ収納の関係経費も含まれています。

03 運営協議会費 442千円(△19千円)

国保運営協議会にかかる経費を計上しています。

02 保険給付費 【予算額 4,680,640千円／前年度比 △198,255千円】

平成29年度の保険給付費は、27年度までの医療費実績、平成28年度決算見込み及び被保険者数の推移見込みを参考に積算しています。

平成22年度以降の一般被保険者療養給付費の決算状況は、被保険者数の減少にもかかわらず微増減の傾向ですが、1人当たり医療費は上昇傾向が続いています。

【年度別一般被保険者療養給付費の決算状況】

(単位：千円)

年度	22	23	24	25	26	27
計	4,019,359	4,079,890	3,976,428	3,998,615	3,941,948	4,083,349

【被保険者1人当たり医療費の状況】

(単位：円)

年度	22	23	24	25	26	27
村上市	324,294	334,929	335,019	350,139	358,305	380,225
県平均	309,204	318,130	323,939	331,947	339,895	355,424

保険給付費総額としては、前年度比1億9,825万5千円減となる46億8,064万円を見込んでいます。項目別の保険給付費予算額は次のとおりです。(単位：千円)

項	目	29年度予算額	28年度予算額	比較(29-28)
01 療養諸費	01 一般被保険者療養給付費	3,980,470	4,050,000	△69,530
	02 退職被保険者療養給付費	103,000	210,643	△107,643
	03 一般被保険者療養費	13,000	17,000	△4,000
	04 退職被保険者療養費	1,000	1,000	0
	05 審査支払手数料	11,200	11,200	0
02 高額療養費	01 一般被保険者高額療養費	532,900	533,000	△100
	02 退職被保険者高額療養費	15,018	32,000	△16,982
	03 一般被保険者高額介護合算	200	200	0
	04 退職被保険者高額介護合算	50	50	0
03 移送費	01 一般被保険者移送費	1	1	0
	02 退職被保険者移送費	1	1	0
04 出産育児諸費	01 出産育児一時金	16,800	16,800	0
05 葬祭諸費	01 葬祭費	7,000	7,000	0
合 計		4,680,640	4,878,895	△198,255

03 後期高齢者支援金等 【予算額 765,206千円/前年度比 △10,119千円】

後期高齢者医療制度では、患者負担を除いた医療費のうち、50%は公費(国・都道府県・市町村)が負担し、10%は後期高齢者が保険料として負担します。残り40%が現役世代(75歳未満)の負担となり、各保険者が「後期高齢者支援金」として拠出することになっています。

平成 29 年度の支援金額は、費用額等が確定した前前年度分についての精算を含みます。(当該年度納付額＝当該年度概算納付額+前前年度精算額)

前前年度にあたる平成 27 年度の確定額は、平成 27 年度に納付した額を下回り、126,454 千円の減額精算となる見込みのため、前年度を下回った予算額となりました。

○病床転換支援金

医療療養病床から介護保険施設などへ転換する事業にあてるため、各医療保険者が病床転換支援金として拠出してきたもの。見込みほど転換が進まず、平成 21,22 年度に納付した財源で剰余が生じているため、支援金については納付金が生じない見込みです。病床転換関係事務費拠出金については、見込額が示されています。

04 前期高齢者納付金等 【予算額 2,854 千円／前年度比 2,501 千円】

65 歳から 74 歳の前期高齢者にかかる財政調整制度が平成 20 年度から新設され、一定額の納付金を拠出することになります。

平成 29 年度納付金額は、一人当たり負担調整対象額 (H27 確定 66 円、H29 概算 193 円) が増えたため納付金額の増となっています。

05 老人保健拠出金 【予算額 20 千円／前年度比 △21 千円】

老人保健制度は、平成 29 年度拠出金の精算をもって完全終了します。平成 28 年度以降の老人保健制度に係る医療費は、後期高齢者医療制度の費用とみなすことに改正されましたが、平成 29 年度の事務費拠出金は必要となります。

06 介護納付金 【予算額 312,514 千円／前年度比 52,452 千円】

40 歳から 64 歳の介護保険 2 号被保険者に係る保険料相当額を介護納付金として納付するものです。平成 29 年度介護納付金額は、概算で 1 人当たり負担見込額が 67,200 円 (前年度 64,161 円) と通知されました。前前年度 (平成 27 年度) は 23,474 千円の減額精算額となりましたが、納付金額は昨年度より増加すると見込んでいます。

(当該年度納付額＝当該年度概算納付額+前前年度精算額)

07 共同事業拠出金 【予算額 1,709,283 千円／前年度比 △6,244 千円】

高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する高額医療費共同事業 (レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費が対象) と保険財政共同安定化事業 (国保税平準化のため平成 27 年度から 1 円以上のすべての医療費が対象) を運営するために、市町村国保が国保連合会へ拠出するもので、基準拠出対象額 (交付金見込総額) を各保険者の過去 3 か年の実績額で案分して算出されます。

歳入の 09 共同事業交付金 (予算額 1,818,490 千円) の原資となるもので、平成 29 年度予算では、この共同事業の収支として 109,207 千円の歳入超過となる見込みです。

08 保健事業費 【予算額 63,430 千円／前年度比 △14,014 千円】

○特定健康診査事業

特定健診事務手数料 938 千円

特定健診委託料 34,394 千円

○人間ドック助成事業

疾病の予防、早期発見・早期治療を促進し、被保険者の健康増進を図ります。

人間ドック健診事業委託料 9,000 千円 @1 万円×900 人

○湯つくり湯ったり事業委託料 5,000 千円

温泉入浴助成事業。平成 25 年度から利用回数制限を無くしました。期間（1-3 月）中の延べ利用者は、平成 27 年度実績（後期含む）で 28,013 名でした。

○保健事業委託料 749 千円 総合型スポーツクラブ（SC）等と連携

- ・歩こうむらかみプロジェクト 272 千円（愛ランドあさひ）
- ・水中ウォーキング教室 54 千円（サンスマイルあらかわ）
- ・生活習慣病予防教室 135 千円（全地区 SC 等と連携）
- ・運動普及事業 288 千円（全地区 SC と連携）

○医療費通知等作成委託料 1,088 千円

医療費通知及びジェネリック医薬品利用差額通知の作成を国保連合会へ委託

○インフルエンザ予防接種助成金 700 千円

1 歳以上高校卒業年齢までの子どものインフルエンザ予防接種費用の助成

○第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健診・保健指導実施計画 印刷製本費 308 千円

それぞれ現計画の取り組み状況や実情をふまえ、保険事業のより効果的・効率的な実施及び生活習慣病予防をより推進するため、平成 30 年度から 35 年度までの計画を 1 冊にまとめて策定する。

09 基金積立金 【予算額 11 千円／前年度比 △190 千円】

給付準備基金から生じる利息収入を積み立てるものです。

10 公債費 【予算額 200 千円／前年度比 増減なし】

一時借入金利子

11 諸支出金 【予算額 11,701 千円／前年度比 増減なし】

01 償還金及び還付加算金 保険税を還付する際の還付金等を計上しています。

02 繰出金 一般会計への繰出金です。

12 予備費 【予算額 10,000 千円／前年度比 増減なし】

平成29年度

村上市国民健康保険特別会計予算（案）

第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画について

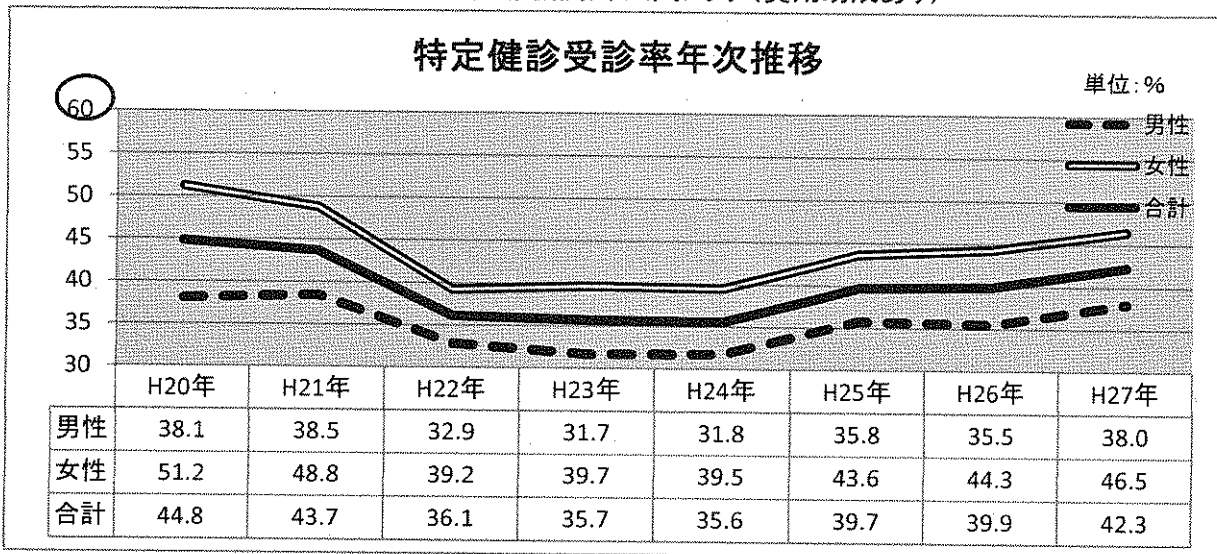
市では、平成20年度から始まった5カ年計画である特定健康診査・特定保健指導実施計画から始まり、平成25年度より同じく5カ年計画の第2期計画を迎え計画終盤にきています。目的は、市民の健康と長寿を確保し、医療費の伸びを抑制するために生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図ることです。また、平成30年3月を目途に、「第2期村上市国民健康保険データヘルズ計画(仮称)」を策定する。同計画は、現在の計画期間が終了する「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」と一体的に策定する。

計画を策定することで、村上市国保に関する健康・医療情報の分析や課題の明確化、目標とする姿を整理する。

1. 特定健診

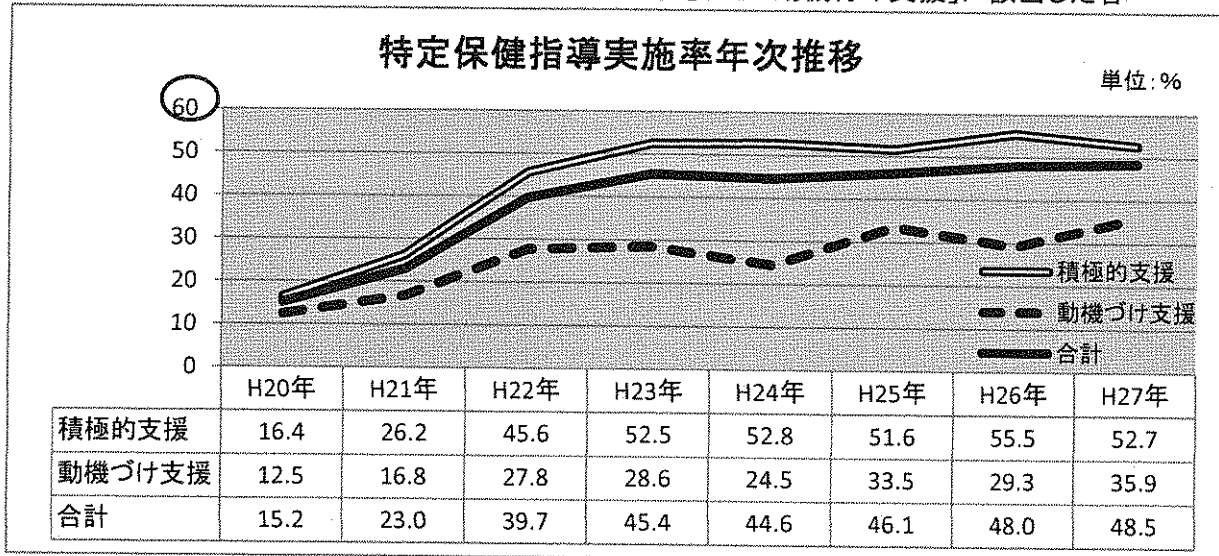
対象者：村上市国民健康保険の被保険者で40歳以上74歳未満の方

受診方法：集団健診、個別健診(医療機関)、人間ドック(費用助成あり)



2. 特定保健指導

対象者：特定健診の結果から、腹囲またはBMIと糖検査・脂質・血圧・喫煙の有無のリスク要因の数値・年齢に着目し、階層化を行い、「積極的支援」及び「動機付け支援」に該当した者



3. 総括

特定健診受診率及び特定保健指導実施率は、目標値である60%には達していない状況である。被保険者の健診データの蓄積は、効果的な保健事業の実施のため重要である。

そのために特定健診受診率向上に対しては、受診しやすい体制づくり、継続受診の大切さを周知しているところである。また、平成27年に実施した未受診者対策では、受療中の方の健診受診が少ないことが明確となった。今後は、郡市医師会と対策を協議し、受診率の向上を目指していく。

